

保護者の会

チーム猪名小 規約

(保存版)

令和7年4月作成

保護者の会 チーム猪名小 規約

第1章 名称

第1条 本会は、保護者の会 チーム猪名小と称し、事務局を猪名川小学校におく。

第2章 目的

第2条 本会は、本校に在籍する児童の保護者と本校教職員・地域の方との和と協力によって児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の活動を行う。

1. 会員相互の親睦と交流を深めるとともに資質の向上に努める。
2. 家庭と学校の緊密な連絡によって児童の愛護と指導に努める。
3. 教育環境の整備充実に協力する。
4. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の機関と協力する。
5. その他本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第3章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針にしたがって活動する。

1. 特定の政党や宗教に偏ることなく、又営利を目的とする行為は行わない。
2. 本会は自主独立のものであって他からの干渉を受けない。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と教職員と地域の方のうち、入会申込書によって入会の意思表示をした者とする。

第6条 会員は、会費を納めることとする。

但し、特別な事情がある場合、これを免除することができる。

第7条 会員は、すべて平等である。

第5章 役員、委員及び会計監査

第8条 本会に次の役員及び委員をおく。(役員の任務)

また、役員等の呼び名については運営委員会にて決定する。

1. 役員

会長	1名	(会を代表し、会務を総理する。)
副会長	教頭先生	(学校との連携)
会長補佐	若干名	(会長を補佐する、会計事務を担当、他)
顧問	校長先生、前年度経験役員若干名	

2. 運営委員

地区委員	各地区に1名または若干名 (地区を代表し、地区の管理、登下校に関する活動の計画・立案・遂行 必要に応じて地区委員会を開催)
------	---

3. チームスタッフ 若干名・随時募集 (チーム猪名小の活動に協力)

第9条 本会に次の会計監査をおく。(会計監査の任務)

1. 保護者から2名 (その年度の会の会計を監査し、総会で報告する。)
2. 役員及び委員との兼任は、これを認めない。

第10条 役員、地区委員及び会計監査の任期は、定期総会より次年度の定期総会までとする。
但し、再任は妨げない。

第11条 役員、地区委員及び会計監査の選出については、立候補のみとする。
保護者役員の選出が全員で3名に至らなかった場合解散とする。
地区委員の選出は各地区で話し合いのもと決定する。

第6章 機関

第12条 総会は、全会員によって構成する本会の最高議決機関であり、次の二種とする。

1. 定期総会：毎年度始めに会長が招集し、以下の事項を審議する。
 - ①前年度活動及び決算報告
 - ②新年度計画及び予算案
 - ③新役員の承認

④規約の改正

⑤その他重要事項

2. 臨時総会：運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の1/5以上の要求があった場合、会長が招集する。

総会は以下の要領で開催する。

1. 総会の形式は対面総会あるいは書面（電磁的方法も含む）総会とする。
2. 総会の日時、場所、議題は総会の7日前までに会員に通知する。
3. 総会は、委任状を含めて会員の1/3以上の出席（書面または電磁的方法による議決権行使も含む）をもって成立する。
議決は、出席者の1/2以上の同意を要する。

第13条 運営委員会は、役員と地区委員、チームスタッフで構成し会長が招集する。

第14条 特別委員会は、運営委員会の必要に応じて目的達成のために構成され、代表者1名をおく。その任務が終われば解散する。

第7章 会計

第15条 本会の経費は、会費、その他の収入によってまかなう。

第16条 会費は、一家庭単位で徴収する。金額は定めることなく必要に応じて運営委員会で決定する。

第17条 会計年度は、毎年4月1日から一年間とする。

第8章 改正

第18条 本規約の改正は、第12条の規定に関わらず総会出席者の2/3以上の決議を要する。

第19条 本規約は令和7年度4月20日より実施する。

保護者の会 チーム猪名小 個人情報取り扱い規則

(目的)

第1条 保護者の会 チーム猪名小（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱い及び活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令に基づき、本会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会の会長とする。

(取り扱い者)

第4条 本会における個人情報データベースの取り扱い者は、本会の役員、運営委員会構成員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者及び取り扱い者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(利用目的)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他文書の送付
- (2) 登校班編成、名簿及び当番表の作成と配布

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条に掲げる利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取り扱い者が保管するものとし、適正に管理する。
不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを導入するなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示等)

第12条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加及び削除を求められたときは、法令に基づきこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第13条 個人情報データベースを漏えい等（紛失を含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(取扱の周知)

第14条 本会は、運営委員会構成員に対して、個人情報データベースの取り扱いに関する留意事項について、周知するものとする。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第16条 本会の「保護者の会 チーム猪名小 個人情報取扱規則」は、運営委員会において改正する。

(補則)

第17条 この規則に定めのない事項については、必要に応じて本会が別に定める。

附則

本規則は、令和7年4月20日より、施行する。